

社援発1122第2号
令和3年11月22日
第1次改正
社援発0225第10号
令和4年2月25日

各都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局長
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例措置である緊急小口資金等の
特例貸付に係る貸付金償還免除の取扱いについて

標記については、令和2年3月11日厚生労働省社援発0311第8号
厚生労働省社会・援護局長通知「生活福祉資金貸付制度における緊急小口
資金等の特例貸付の実施について」の3の(1)により、別途通知するこ
ととしていた要件について、今回定める別紙「緊急小口資金等の特例貸付
による貸付金償還免除規程」により取り扱うこととしたので、ご了知の
上、都道府県社会福祉協議会に対し周知願いたい。

(別紙)

緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除規程

第1 本特例措置による貸付金の償還免除特例要件

令和2年3月11日厚生労働省社援発0311第8号「生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について」の1により設けた特例措置に係る償還免除特例の取扱いは、次のとおりとする。

なお、本通知における償還計画額とは、借受人が、都道府県社会福祉協議会会長との契約により償還期限までに償還するとした償還予定額をいう。また、償還未済額とは、償還開始以降に償還計画通りの償還がされずに滞納となっている金額を指すものとする。

1 償還免除特例の確認対象となる者の判定

- 一 償還免除特例の対象となる者の判定については、借受人及び同一の住民票に記載されている世帯主とし、償還免除を判定する年度において、借受人及び世帯主の住民税が非課税となっている場合とする。

なお、DVのため避難していることなどにより、世帯主の所得証明書を取得することができない場合や住民票記載地と現居住地が異なる場合など、やむを得ない事情があり、きめ細かな配慮が必要な場合には、借受人のみの住民税が非課税となっていることをもって個別に対応する。

- 二 前号にかかわらず、やむを得ない事情があり、償還免除を判定するときの世帯主が借受時において借受人と同一の世帯でなかった場合には、借受人のみの住民税が非課税となっている場合とする。

2 償還免除特例の判定の単位

償還免除特例の判定を行うに当たっては、資金種類ごとに以下の区分を判定の単位として、各々一括して免除する。

- 一 緊急小口資金
- 二 総合支援資金（初回貸付）
- 三 総合支援資金（延長貸付）
- 四 総合支援資金（再貸付）

3 総合支援資金に係る償還免除特例の上限額の設定

総合支援資金については、前項2の第2号から第4号に定める各単位当たりの償還免除の上限額は、以下のとおりとする。

- 一 1人世帯の場合は、45万円以内

二 2人以上の世帯の場合は、60万円以内

なお、実際に貸付を行った実額が、上記において定める上限額を下回っているときは、実際に貸し付けている実額を上限額とする。

4 償還免除特例の判定時期及び判定方法

一 緊急小口資金については、令和4年度において、確認対象とする者の令和3年度又は令和4年度のいずれかにおいて住民税が非課税となっている場合（令和4年4月以降、新規に申請して決定した緊急小口資金については、令和5年度において、確認対象とする者の令和5年度の住民税が非課税となっている場合）

二 総合支援資金（初回貸付）については、令和4年度において、確認対象とする者の令和3年度又は令和4年度のいずれかにおいて住民税が非課税となっている場合（令和4年4月以降、新規に申請して決定した総合支援資金（初回貸付）については、令和5年度において、確認対象とする者の令和5年度の住民税が非課税となっている場合）

三 総合支援資金（延長貸付）については、令和5年度において、確認対象とする者の令和5年度の住民税が非課税となっている場合

四 総合支援資金（再貸付）については、令和6年度において、確認対象とする者の令和6年度の住民税が非課税となっている場合

五 緊急小口資金及び総合支援資金の貸付申請時には、償還見込みがあり償還期限より短い期間での償還を選択している借受人のうち、償還開始までに経済的事由等により償還が困難である旨を申し出て、都道府県社会福祉協議会会長が月賦償還への償還方法や月賦償還の期間の変更を認めることは妨げない。

5 償還免除特例の判定時期において免除とならなかった借受人への次年度以降の取扱い

前項4の償還免除特例の判定時期において、償還免除特例の要件を満たさなかった確認対象とする者が、償還免除特例の判定時期以後において、住民税が非課税となっている場合には、当該借受人が償還免除を申請した月の以後、最初に到来する当該借受人が償還を開始した月以降の償還計画額の残額を一括して免除する。

第2 第1以外の場合における償還免除要件

都道府県社会福祉協議会会長は、償還開始以降に償還が困難となった者

への対応として、次の各項のいずれかに該当する場合には、第1以外の要件として、本特例措置に係る貸付金の償還免除を行うことができる。

ただし、1の二の①、1の三の①及び⑥による場合には、据置期間中においても償還免除を行うことができる。

1 償還免除の実施可能な条件

一 借受人に対して免除を行うことができる場合

借受人が償還開始以後（償還が猶予された期間を含む）に次のいずれかに該当した場合とする。

- ① 生活保護を受給した場合
- ② 精神又は身体に著しい障害を有し、精神保健福祉手帳（1級）又は身体障害者手帳（1級又は2級）の交付を受けた場合
- ③ 償還開始以降12か月分以上の償還未済額があるが、分納や少額返済などを実施しているものの償還未済額が増加しており、かつ、住民税所得割が非課税となっている高齢者のみ世帯、障害者世帯又はひとり親世帯若しくは当該世帯と同等と都道府県社会福祉協議会において判断される世帯である場合

二 相続人に対して免除を行うことができる場合

借受人が次のいずれかに該当した場合

- ① 死亡した場合
- ② 失踪の宣告がされている場合

三 都道府県社会福祉協議会会長の職権により免除を行うことができる場合

都道府県社会福祉協議会会長は、次のいずれかに該当する場合は、償還免除を決定することができる。

- ① 自己破産の手続きが完了又は個人再生の手続きを行い返済が完了し、免責が確定した場合
- ② 12か月分以上の償還が遅延している借受人については、住居不明により償還催告通知書が返送される事実により、償還が開始されない場合
- ③ 12か月分以上の償還が遅延している借受人について、償還指導を実施した上でなお償還の見込みがない場合
- ④ 償還期限到来後2か年連続して、借受人及び世帯主の住民税が非課税である場合
- ⑤ 償還未済額の時効が完成している場合
- ⑥ 「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」

に基づく調停条項案により債務の全部又は一部の減免を要請され、債務整理が成立する場合

2 償還免除額の対象範囲

償還免除額の対象範囲については、次のとおりとする。

- 一 第2の1の一の①及び②の場合には、償還未済額及び償還計画額の残額
- 二 第2の1の一の③の場合には、償還未済額
- 三 第2の1の二の場合には、償還未済額及び償還計画額の残額
- 四 第2の1の三の①から③の場合には、償還未済額及び償還計画額の残額
- 五 第2の1の三の④及び⑤の場合には、償還未済額
- 六 第2の1の三の⑥の場合には、償還未済額及び償還計画額の残額の全部又は一部

第3 償還免除申請等の手続き

- 1 本特例貸付に係る償還免除を実施するに当たっては、借受人又は相続人（以下、「借受人等」という。）から都道府県社会福祉協議会会長への申請に基づくものとする。

ただし、第2の1の二並びに三の要件に基づき都道府県社会福祉協議会会長が償還免除手続きを行う場合は除く。

- 2 前項による申請に当たっては、借受人等は、次のいずれかによる書類を都道府県社会福祉協議会会長へ提出する。

- 一 第1に係る要件に基づき本特例貸付に係る償還免除特例を申請する場合には、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書（様式1-1）、借受人及び世帯主が記載されている住民票、借受人及び世帯主の非課税証明書

なお、市区町村社会福祉協議会会長による生活福祉資金貸付金償還免除に関する意見書は不要とする。

- 二 第2の1の一に係る要件に基づき本特例貸付に係る償還免除を申請する場合には、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除申請書（様式1-2）のほか、①は生活保護受給決定通知書又は生活保護受給期間を証する書類、②は精神保健福祉手帳又は身体障害者手帳、③は対象世帯の住民票並びに対象世帯の借受人及び世帯主の住民税所得割が非課税となっていることを確認できる課税証明書又は非課税証明書

3 都道府県社会福祉協議会会長は、第1又は第2のいずれかの要件に該当し、償還免除を認める旨の決定をしたときは、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除承認通知書（様式2）を借受人等に交付する。ただし、第2の1の三の①及び⑤、⑥に該当する場合は除く。

なお、第1の要件により総合支援資金の延長貸付及び再貸付に係る償還免除を認め、貸付金償還免除承認通知書を借受人に交付するときは、あわせて自立相談支援機関に関するパンフレットやチラシ等を同封するものとする。さらに、あらかじめ借受人から他機関へ借受人の情報を提供することについて同意を得られている場合、借受人の情報を自立相談支援機関に提供することや、必要に応じて個別に自立相談支援機関へつなぐなど、可能な限り丁寧な対応に努めるものとする。

また、第2の要件により償還期限到来後に申請がなされた場合における借受人等から提出された申請書を受理した日から償還免除を認める旨の決定をした日までの間に生じる延滞利子は債権として調定しない。

4 都道府県社会福祉協議会会長は、第1又は第2の要件に該当しないことから償還免除を認めない旨の決定をしたときは、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除不承認通知書（様式3）を借受人等に交付し、償還の催告を行う。

5 都道府県社会福祉協議会会長は、借受人等が償還免除の申請に当たって第3の2に基づき提出した書類に虚偽の事実が判明した場合には、第3項の規定に基づき行った償還免除を認める旨の決定を取り消した上で、前項4の規定を準用し、緊急小口資金等の特例貸付に係る貸付金償還免除不承認通知書を借受人等に交付し、償還の催告を行う。

第4 実施状況の報告

1 都道府県社会福祉協議会会長は、本通知に基づき償還免除を実施した場合には、毎年3月末までに決定した償還免除の状況について、特例貸付に係る貸付金償還免除状況報告書（様式4）を作成し、5月末日までに都道府県知事へ提出するものとする。

2 都道府県知事は、前項により提出された「特例貸付に係る貸付金償還免除状況報告書」の提出を受けたときは、6月末日までに厚生労働大臣へ報告する。

3 第1項に規定する「特例貸付に係る貸付金償還免除状況報告書」には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 性別、年齢などの借受人に係る情報
- 二 免除を行った資金種類毎の免除金額及び件数
- 三 免除該当要件毎の免除金額及び件数

